

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件契約に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請の提出期限の日から入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 愛媛県知事の審査を受け、令和 5～7 年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 愛媛県内に営業拠点を有していること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）を別記 3 へ持参又は郵送により令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時 15 分までに（期限必着）提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、入札日の前日までに書面で通知する。
- (3) 申請書の作成は、別添様式により作成することとし、必要な資格を満たしていない場合及び内容が不明瞭で資格を確認できない場合には入札参加を認めない。
- (4) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とし、提出された申請書は返却しない。また、申請書について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。応じない申請者の入札は、入札の対象としない。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して新居浜産業技術専門校長が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、当該仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書（様式第 2 号）を直接提出しなければならない。
郵便、加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の日時及び場所は、別記の 2 のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県立新居浜産業技術専門校長があらかじめ用意した入札書を使用す

ることができる。

ア 入札件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

（６）入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

（７）入札参加者の代理人は、委任状（様式第３号）に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

（８）入札書は、封入のうえ提出すること。

（９）入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

（１０）入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（１１）入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。

（１２）入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

（１３）入札金額は、当該契約履行に要する費用一切の諸経費を含めて見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（１４）入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下、「申請書」という。）を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することができない。

（１５）開札は即時開札とする。

（１６）開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（１７）入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（１６）の立会職員以外の者は入室することができない。

（１８）入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場できない。

（１９）入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。

（２０）入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

（２１）入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となるこ

とはできない。

(22) 予定価格の制限内の価格での入札者がいないときは、3回を限度として入札するものとする。

3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金

会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

(1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。

(2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

(3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札参加者又はその代理人の提出した 2 以上の入札書

(2) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(3) 件名及び入札金額のない入札書

(4) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書

(5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）

(6) 件名に重大な誤りがある入札書

(7) 入札金額の記載が不明瞭又は訂正した入札書

(8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札書

(9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札（見積）者を落札（見積採用）者とする。

(2) 落札（見積採用）となるべき同価格の入札（見積）をした者が複数あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) (2) の同価格を入札（見積）した者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札（見積採用）者を決定するものとする。

(4) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を発表するものとする。

(5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

9 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（niihama-gisen@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）のとおり

11 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、愛媛県立新居浜産業技術専門校長に説明を求められた場合は、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた修繕契約に係る仕様について、愛媛県立新居浜産業技術専門校長に説明を求められた場合は、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

12 愛媛県の製造の請負等に係る競争入札資格審査に関する事項の照会先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 089-912-2156

13 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件修繕契約に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件修繕契約に関しての照会先は、別記 3 のとおり

別 記

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立新居浜産業技術専門校寄宿舎浴室修繕業務

(2) 修繕の内容等

別紙仕様書による

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年9月12日まで

(4) 修繕業務の履行場所

愛媛県立新居浜産業技術専門校寄宿舎浴室
(愛媛県新居浜市大生院 1233 番地の 2)

(5) 入札方法

(2) について総価で行う。

また落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年7月22日(火) 午前10時00分

(2) 入札場所

愛媛県新居浜産業技術専門校 2 階 メタル技術科西教室

3 事務を担当する部局

(1) 部局名 愛媛県立新居浜産業技術専門校

(2) 所在地 〒792-0060 愛媛県新居浜市大生院 1233 番地の 2

(3) 電話番号 0897-43-4123

4 事前に提出する書類

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札(契約)保証金の免除を申請する場合、「入札(契約)保証金免除申請書」及び過去 2 年間に、国、地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を締結し、履行した実績が確認できる書類(2 件以上)

(2) 提出期限

令和7年7月15日(火) 午後5時15分

(3) 提出先

愛媛県立新居浜産業技術専門校